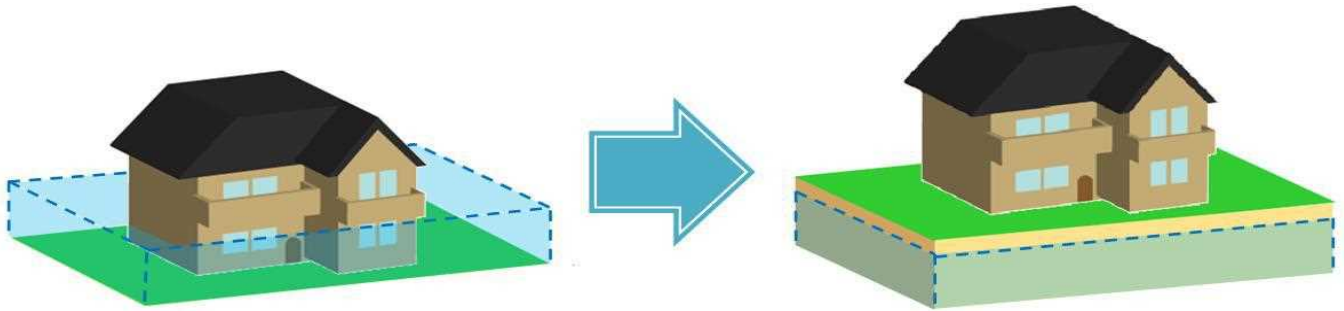


# 宅地の嵩上げを助成します！



東西市街地（別紙対象エリア内）において、浸水被害を軽減することを目的に、住宅等の地盤の嵩上げを行う方に対して、その費用の一部を助成します。

## <内 容>

### 【助成対象者】

対象エリア内に住宅や店舗を所有又は借用し、建物等の新築や改築等に合わせ嵩上げ工事を実施される方

※ただし、以下の場合は対象外となります。

- ・倉庫や駐車場のみの嵩上げ工事を行う方
- ・販売を目的に開発や造成を行う方
- ・市税を滞納している方

### 【対象工事】

最寄の道路から宅地の地盤の高さが50cm以上となる嵩上げ工事で、工事の実施により浸水被害の軽減が確実に見込まれるもの。

### 【対象経費】

- ① 実際に嵩上げ工事に要した費用
  - ② 1㎡あたり、10cmの嵩上げにつき1,800円を掛けた額
- ※対象経費の上限は300万円とします。

### 【助成額】

対象経費に1/3を掛けた額

ただし、市外の業者に施工を依頼した場合は1/4を掛けた額

（助成額の上限は1/3助成で100万円、1/4助成で75万円となります。）

### 【申請に必要なもの】

- ・工事の契約書及び見積書の写し、着工前の現況写真
- ・建築確認申請に添付する配置図、平面図及び断面図の写し
- ・土地または建物の登記事項証明書（借地または借家の場合は、所有者の承諾書）
- ・住民票または法人登記事項証明書
- ・市税の納税証明書

（注）助成金につきまして、多数の申請があった場合は過去の浸水被害等により優先順位をもって決定します。また年度内の予算で受付をしますので年度途中で受付を終了する場合があります。申請に当たっては、事前に浸水対策課にご相談いただき、工事着手前に申請書を提出してください。

## 【お問い合わせ】

舞鶴市役所 建設部浸水対策課 Tel：0773-66-2077

※ 宅地かさ上げ助成金交付要綱の一部を改正（令和2年4月1日～）

第5条第1号中「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第2号中「3分の1」を「4分の1」に改める。

※ 東西市街地への助成対象エリアの追加（令和3年4月1日～）